(二)　国外送金等をする個人が告知書の提出をする際、その提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該個人に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えている場合には、当該個人は、当該金融機関の営業所等の長に対しては、確認書類の提示等を要しないこととする。

3　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（財務省）

1　納期限の延長等により担保を提供する場合のたばこ税額に対するたばこ特別税額の割合について、たばこ税の税率の特例の創設に伴い、所要の見直しを行うこととした。（第三条及び附則第二項関係）

2　この政令は、令和九年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（財務省）

1　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一二条の二、第一三条の五、第三一条の三、旧第一三条の五、旧第一八条の八及び旧第三一条の三関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（財務省）

1　復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和七年八月三一日まで延長することとした。（第八条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇防衛特別法人税に関する政令（政令第一三四号）（財務省）

1　防衛特別法人税に係る外国税額控除の控除限度額の計算の細目等を定めることとした。（第三条関係）

2　防衛特別法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとした。（第四条関係）

3　国税通則法の災害等による期限延長制度により通算法人の申告期限が延長された場合に他の通算法人についても申告期限が延長されたものとする措置について、その延長される期日等を定めることとした。（第六条及び第八条関係）

4　電子情報処理組織による申告の特例について、本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令等の細目を定めることとした。（第九条関係）

5　外国税額の還付及び中間納付額の還付について、手続及び充当の順序を定めることとした。（第一〇条～第一三条及び第一六条関係）

6　中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算の細目等を定めることとした。（第一四条及び第一七条関係）

7　欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付について、税務署長は、還付すべき防衛特別法人税の金額を通知することとした。（第一五条関係）

8　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例について、還付の特例の対象となる金額等の細目を定めることとした。（第一八条関係）

9　防衛特別法人税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設けることとした。（第二条、第五条、第七条、第一九条及び附則第二条関係）

10　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置に関する政令（政令第一三五号）（財務省）

1　手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとした。（第一条関係）

2　国税通則法施行令の適用について、所要の経過措置を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇防衛力強化資金に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三六号）（財務省）

1　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第一三号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三七号）（財務省）

1　過誤納金の還付金等に該当する支払金の指定について、その支払金の範囲に外国税額に係る防衛特別法人税の還付金等を加えることとした。（国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条関係）

2　国税収納金整理資金から歳入に組み入れる場合におけるたばこ税及びたばこ特別税に係る受入金等の配賦割合の見直しを行うこととした。（国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第一四項及び第一六項関係）

3　この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（財務省）

1　国際関係の緊急時にロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの一九九四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、期限を一年延長することとした。（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令本則の表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三九号）（農林水産省）

一　土地改良法施行令の一部改正関係

1　土地改良事業の施行に関する基本的な要件

土地改良事業の施行に関する基本的な要件について、その施行に係る地域の土壌、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上、農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資するため必要であるものとした。（第二条関係）

2　同意徴集手続を要しない又は簡素化することができる施設更新事業の要件

同意徴集手続を要しない又は簡素化することができる施設更新事業の要件について、土地改良区が当該施設更新事業に要する費用に充てるための資金を積み立てている場合には、当該土地改良区の組合員が当該費用及び施行後の管理事業に要する費用について負担することとなる金額から当該資金の金額を控除するものとした。（第四八条の二、第四八条の三等関係）